

芸 術

【音楽】

改訂のポイント 1

目標の改善

芸術科音楽で育成を目指す資質・能力が「音楽Ⅰ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」、「音楽Ⅱ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」、「音楽Ⅲ：生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」と規定され、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせた学習活動によって、これらの資質・能力を育成することを目指している。

また、目標が(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。

改訂のポイント 2

内容の改善

1 内容構成の改善

内容は、「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成され、各事項について「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力・判断力・表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示された。また、〔共通事項〕が新設され、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示された。

2 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」を理解することなどの具

体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示された。

「A表現」の「技能」に関する指導内容については、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示された。例えば歌唱分野においては、「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付けること」と具体的な内容が示されている。つまり、芸術科音楽における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることが明確になった。

3 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」においては、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を踏まえていくことができるように「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」、「音楽表現の共通性や固有性」などについて考えることが事項として示された。

4 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として、〔共通事項〕が新設された。「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として「ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」、「知識」に関する資質・能力として「イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること」と明示された。

5 言語活動の充実

「A表現」、「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴

いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する」と示された。

6 「音楽Ⅲ」の内容の充実

従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」「(2)器楽」「(3)創作」または「B鑑賞のうち一つ以上選択して扱うことができる」としていたが、今回の改訂における「音楽Ⅲ」の内容の取扱いについては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『B鑑賞』の(1)のアについては、(ア)を扱うと共に、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」とされ、「A表現」、「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととされた。よって、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるように改善された。

【美術】

改訂のポイント 1

目標の改善

美術における科目の目標では「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、科目において育成する資質・能力を明確にしている。また、例えば「美術Ⅰ」では、「生活や社会の中の美術や美術文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と明示し、美術

は何を学ぶ科目なのかを明確にするとともに、生活や社会の中の美術、美術文化などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視している。加えて、「造形的な見方・考え方を働かせ」と明示し、科目の特質に応じた物事を捉える視点や考え方を働かせることを位置付けている。今回の改訂では、目標に示された「(1)知識及び技能」が習得されること、「(2)思考力、判断力、表現力等」を育成すること、「(3)学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、題材など内容や時間のまとまりを見通しながら主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、学びの深まりの鍵となるのが「造形的な見方・考え方」である。美術の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

改訂のポイント 2

内容の改善

1 表現領域の改善・充実

「A表現」においては、美術の各分野を発想と構想に関する事項と創造的に表す技能に関する事項とに分けて整理し、各分野において育成する資質・能力を明確にしている。

発想や構想に関する事項では、「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指し、何を中心に据えて考えさせるのかを明確にしている。

創造的に表す技能に関する事項では、「イ 発想や構想をしたことを基に、創

造的に表す技能」と明示し、ここで育成する「技能」が一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、意図に応じて表すことができるよう「思考力、判断力、表現力等」と関連付けながら、様々な変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるようにしている。

2 鑑賞領域の改善・充実

「B鑑賞」においては、内容をアの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示している。

アの「美術作品など」に関する事項では、美術では、「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」との関連を図り、これら三つの視点から分けて示している。ここでは、特に「A表現」における発想や構想に関する資質・能力と「B鑑賞」における鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視している。

イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめ学習が深まるようにしている。

3 【共通事項】の新設

美術における【共通事項】は、造形的な視点を豊かにするための「知識」として位置付け、ア及びイの二事項で構成している。ここでの「知識」とは、事項に示された内容を単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒が表現及び鑑賞の活動を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を

伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

【書道】

改訂のポイント 1

目標の改善

育成を目指す資質・能力が「書道Ⅰ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化に幅広く関わる資質・能力」、「書道Ⅱ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」、「書道Ⅲ：生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」と規定され、目標が(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。資質・能力の育成に当たっては、生徒が「書に関する見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする。

改訂のポイント 2

内容の改善

1 内容構成の改善

従前、「A表現」（「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容が一体的に示されていたが、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に、新設された【共通事項】では「知識」に分けて示され、指導内容が一層明確になった。

2 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容については、表現領域の三分野や鑑賞領域ごとに「書の表現の方法や形式、多様性」を理解するための具体的事項が指導内容として示された。

「技能」に関する指導内容については、表現領域において、「作品を構想し表現を工夫」するための必要な技能として、例えば、漢字仮名交じりの書では「目的や用途に即した効果的な表現」の技能、「漢字と仮名の調和した線質による表現」の技能などの具体的事項が指導内容として示された。そのことによって、芸術科書道における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることが明確になった。

3 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」においては、「作品の価値とその根拠」、「生活や社会における書の効用」、「書の現代的意義や普遍的価値」などについて考えることが事項として明示され、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにした。

4 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として〔共通事項〕が新設され、「用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解する」、「書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解する」ことが「知識」に関する資質・能力として位置付けられた。

5 言語活動の充実

「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとされている。表

現領域においては、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また鑑賞領域では、作品について根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実の工夫を図る。

6 「書道Ⅲ」の内容の充実

従前、「書道Ⅲ」では「A表現」の「(1)漢字仮名交じりの書」、「(2)漢字の書」、「(3)仮名の書」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱ったが、今回の改訂における「書道Ⅲ」では「内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)のイについては(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱う」とされ、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととなり、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力がバランスよく育成されることを目指す。